

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成23年12月15日(2011.12.15)

【公開番号】特開2010-110396(P2010-110396A)

【公開日】平成22年5月20日(2010.5.20)

【年通号数】公開・登録公報2010-020

【出願番号】特願2008-283911(P2008-283911)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

A 6 3 F 7/02 3 3 4

【手続補正書】

【提出日】平成23年11月1日(2011.11.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技に関わる制御を行う制御基板と、該制御基板を収納する基板収納ボックスと、を備えた遊技機において、

前記基板収納ボックスは、前記制御基板の収納開口部を形成する側壁部が立設された筐体形状のベース体と、該ベース体の側壁部を内嵌する外壁部が立設されて前記収納開口部を覆う筐体形状のカバーボディと、該カバーボディと前記ベース体とに跨って貼付される封印シールと、を備え、

前記封印シールは、識別情報が格納されたICチップと、該ICチップを起点として一方向又は複数方向に延設されて前記ICチップの識別情報を読み取手段に対して送信可能とする長尺状のアンテナ部と、該アンテナ部及び前記ICチップが一体的に配されると共に背面部分に粘着剤層が設けられて前記封印シールを貼り付け可能にするベースシートと、を備えたICタグ封印シールから構成され、

前記ベース体の前記側壁部には、ベース側貼付外面部が形成され、

前記カバーボディには、少なくとも前記ベース体との組み付け状態で前記外壁部が前記ベース側貼付外面部と面一状態となるカバー側貼付外面部が形成され、

前記ベース側貼付外面部及び前記カバー側貼付外面部は、前記ベース体と前記カバーボディの組み付け状態において凹凸状の合わせ目が形成され、

前記ICタグ封印シールは、前記ベースシートが前記凹凸状の合わせ目を被覆した状態で貼付され、この貼付状態で、前記アンテナ部が前記カバー側貼付外面部と前記ベース側貼付外面部とに跨って配置されると共に、前記凹凸状の合わせ目に沿って前記ベースシートを切断したときに、前記ICチップを起点とした前記アンテナ部の全ての延設方向において、前記ICチップから切断されたアンテナ部までの長さが、切断前の前記ICチップから前記アンテナ部の先端までの長さの半分以下の長さとなるように分断されることを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記アンテナ部は、前記ICチップを中心として左右両側方に一直線状に伸びて延設され、前記凹凸状の合わせ目に沿って前記ベースシートを切断したときに、前記ICチップから切断された左右のアンテナ部までのそれぞれの長さが、切断前の前記ICチップから

前記アンテナ部の左右の各先端までのそれぞれの長さの半分以下の長さとなるように分断されることを特徴とする請求項1記載の遊技機。

【請求項3】

前記カバー側貼付外面部は、当該カバー体の前記外壁部に形成されると共に前記収納開口部を覆う上面にも形成されて、該上面から段差状に凹んだ上壁部分と、前記ベース体と前記カバー体の組み付け状態において前記ベース側貼付外面部と面一となる側壁部分と、から構成され、

前記ICタグ封印シールは、前記アンテナ部が前記カバー側貼付外面部の前記上壁部分と前記カバー側貼付外面部の前記側壁部分及び前記ベース側貼付外面部とに跨るように折り曲げられて貼付されることを特徴とする請求項1又は請求項2に記載の遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

(解決手段1)

上記目的を達成するために、本発明の請求項1記載の遊技機は、遊技に関わる制御を行う制御基板と、該制御基板を収納する基板収納ボックスと、を備えた遊技機において、前記基板収納ボックスは、前記制御基板の収納開口部を形成する側壁部が立設された筐体形状のベース体と、該ベース体の側壁部を内嵌する外壁部が立設されて前記収納開口部を覆う筐体形状のカバー体と、該カバー体と前記ベース体とに跨って貼付される封印シールと、を備え、前記封印シールは、識別情報が格納されたICチップと、該ICチップを起点として一方向又は複数方向に延設されて前記ICチップの識別情報を読み取手段に対して送信可能とする長尺状のアンテナ部と、該アンテナ部及び前記ICチップが一体的に配されると共に背面部分に粘着剤層が設けられて前記封印シールを貼り付け可能にするベースシートと、を備えたICタグ封印シールから構成され、前記ベース体の前記側壁部には、ベース側貼付外面部が形成され、前記カバー体には、少なくとも前記ベース体との組み付け状態で前記外壁部が前記ベース側貼付外面部と面一状態となるカバー側貼付外面部が形成され、前記ベース側貼付外面部及び前記カバー側貼付外面部は、前記ベース体と前記カバー体の組み付け状態において凹凸状の合わせ目が形成され、前記ICタグ封印シールは、前記ベースシートが前記凹凸状の合わせ目を被覆した状態で貼付され、この貼付状態で、前記アンテナ部が前記カバー側貼付外面部と前記ベース側貼付外面部とに跨って配置されると共に、前記凹凸状の合わせ目に沿って前記ベースシートを切断したときに、前記ICチップを起点とした前記アンテナ部の全ての延設方向において、前記ICチップから切断されたアンテナ部までの長さが、切断前の前記ICチップから前記アンテナ部の先端までの長さの半分以下の長さとなるように分断されることを特徴とする。

この場合、ICタグ封印シール(ベースシート)がベース側貼付外面部及びカバー側貼付外面部の凹凸状の合わせ目に沿って不正にカッター等の工具で切断されて、基板収納ボックスが開放されるような場合には、このICタグ封印シールの切断に伴ってアンテナ部が分断されることになる。このとき、ベースシートの切断に伴って分断されるアンテナ部は、ICチップから切断されたアンテナ部までの長さが、切断前のICチップからアンテナ部の先端までの長さの半分以下の長さとなるように分断される。このため、ICチップに接続されて半分以下の長さになったアンテナ部から識別情報を含んだ電波の発信が行われ、読み取手段による識別情報の読み取りが行われてしまうという不具合を回避することができ、ICタグ封印シールを切断する不正を確実に発見することができる。然も、半分以下となったアンテナ部から識別情報を含んだ電波の発信が行われないようするためにアンテナ部の感度を細かく調整する必要がないので、微小なキズ等がアンテナ部に入っただけで正規のICタグ封印シールが読み取手段で正常と判断できなくなるという不具合を回避

することができ、ひいては基板収納ボックスを円滑に検査することができる。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

(解決手段2)

解決手段1において、前記アンテナ部は、前記ICチップを中心として左右両側方に一直線状に伸びて延設され、前記凹凸状の合わせ目に沿って前記ベースシートを切断したときに、前記ICチップから切断された左右のアンテナ部までのそれぞれの長さが、切断前の前記ICチップから前記アンテナ部の左右の各先端までのそれぞれの長さの半分以下の長さとなるように分断されることを特徴とする請求項1記載の遊技機。

この場合、アンテナ部を一直線状として比較的簡単な構成で且つ広範囲に亘ってアンテナ部をベース側貼付外面部及びカバー側貼付外面部に貼付することができ、このようにアンテナ部を広範囲に亘って貼付することで、読み取手段によるICタグ封印シールの検査可能領域を広げることができる。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

(解決手段3)

解決手段1又は解決手段2において、前記カバー側貼付外面部は、当該カバーボディの前記外壁部に形成されると共に前記収納開口部を覆う上面にも形成されて、該上面から段差状に凹んだ上壁部分と、前記ベースボディと前記カバーボディの組み付け状態において前記ベース側貼付外面部と面一となる側壁部分と、から構成され、前記ICタグ封印シールは、前記アンテナ部が前記カバー側貼付外面部の前記上壁部分と前記カバー側貼付外面部の前記側壁部分及び前記ベース側貼付外面部とに跨るように折り曲げられて貼付されることを特徴とする請求項1又は請求項2に記載の遊技機。

この場合、アンテナ部が基板収納ボックスの側面（カバー側貼付外面部の側壁部分及びベース側貼付外面部）と上面（カバー側貼付外面部の上壁部分）の2つの面に跨って配置されることになる。このため、基板収納ボックスを検査する場合、読み取手段を遊技機に取り付けられた基板収納ボックスの側面又は上面のいずれか一方の面に近づけられれば検査することができるので、遊技機における基板収納ボックスの取り付け位置に関わらず基板収納ボックスを容易に検査することができる。